

【Q：被保険者の各種手続】

Q 各種保険制度において、被保険者の年齢に応じて必要となる事務手続きについて教えてください。

A

到達する年齢に応じて必要な事務手続きを整理すると

- 1 介護保険料控除開始 ⇒ 40歳到達時
40歳になった日をもって介護保険第2号被保険者となるため、特に事務手続の必要はありませんが、介護保険料として標準報酬月額に介護保険料率を乗じて得た額を給与から控除することになります。
- 2 60歳到達時賃金証明書 ⇒ 60歳到達時
雇用保険から支給される「高年齢雇用継続基本給付金」の支給要件として、60歳到達時点と60歳以降の給与額の比較が必要となります。
このため、この60歳到達時点における給与額を登録しておくことが「60歳到達時賃金証明書」です。
なお、高年齢雇用継続基本給付金は、60歳以降に支給される給与の月額が、60歳到達時点の給与月額の75%未満となれば支給されます。
- 3 雇用保険料免除開始 ⇒ 64歳に達した直後の4月1日
満64歳に達した直後の4月1日以降の雇用保険料は、被保険者負担分、事業主負担分ともに免除となります。
この場合、特に手続きを行うことはなく、4月から被保険者の負担分を控除しなくてもよいこととなります。
《参考》4月1日に64歳になる場合も免除となります。
- 4 介護保険料控除終了 ⇒ 65歳到達時
65歳に達した日をもって「介護保険第1号被保険者」となるため、65歳に達した日の属する月以降に支払われる給与から、介護保険料を控除する必要はありません。本人が直接市町に納付することになります。
また、特に法人として事務手続きをする必要もありません。
- 5 厚生年金保険被保険者資格喪失届 ⇒ 70歳到達時
70歳に達した日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失しますので、社

会保険事務所に「厚生年金保険被保険者資格喪失届」を提出します。

なお、被保険者の資格を喪失しても、在職中は、老齢厚生年金の支給調整が行われるため、「厚生年金保険70歳以上被用者該当届」を同時に提出することになります。

6 健康保険被保険者資格喪失届 ⇒ 75歳到達時

75歳の誕生日をもって後期高齢者医療の被保険者となるため、同日に健康保険の被保険者資格は喪失します。

社会保険事務所から、「健康保険被保険者資格喪失届」が送付されますので、それに被保険者と被扶養者全員分の健康保険証、高齢受給者証を貼付して提出します。

それに伴って、健康保険料は、75歳の誕生日の属する月の前月分まで控除することになります。